

市長インタビュー

利用者が主役の福祉へ

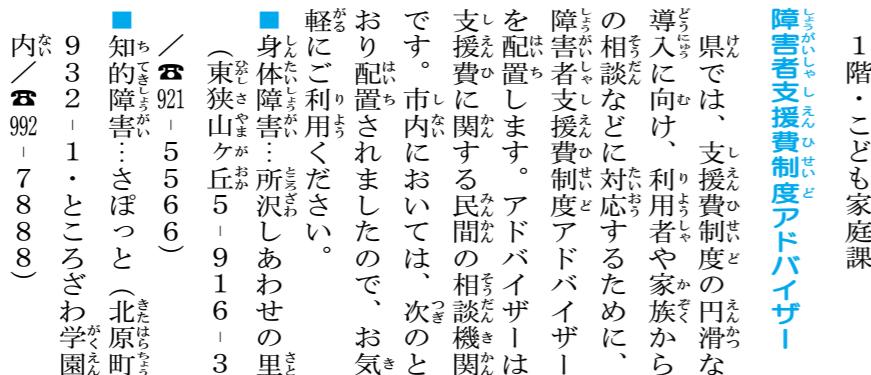
●支援費制度への改正をどのようにとらえていますか。
斎藤市長 これまでの措置制度と違い、利用者自らが利用するサービスや事業者を選択する制度であり、「利用者が主役の福祉」への転換と言えると思います。

私は、更生施設の入所者の皆さんと昼食をとったり小規模な作業所を訪問したり、障害者の皆さんと直接触れ合う機会を持っています。その際に障害者の方の自立、自ら選択し決定することの大切さを実感しており、この新たな制度が一日も早く定着し、ノーマライゼーションのより一層の推進を促すことに大きな期待を持っています。

●新制度への移行にあたり必要と考えていることは何ですか。
市長 まずは、支援費制度へのスムーズな移行です。新制度へ移行するサービスを利用している障害者の方々に、新制度に関する正確な情報を提供し、安心してスムーズな移行をしていただくことが最も必要だと考えています。また、現在サービスを受けていない障害者の方で新制度に変わり新たにサービス利用を希望する方もいると思いますので、これらの方々への周知も市の重要な役割と考えています。

次に、サービス提供体制の整備です。当市においては、平成11年3月策定の障害者計画に基づき着実に進めているところです。この計画は本年度中に今後5年間の数値目標の見直しを行なう予定で、障害者団体の代表者や知識経験者などの皆さんに参加いただく障害者施策推進協議会において審議を進めているところです。

今後も、豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまちを目指し努力してまいりますので、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



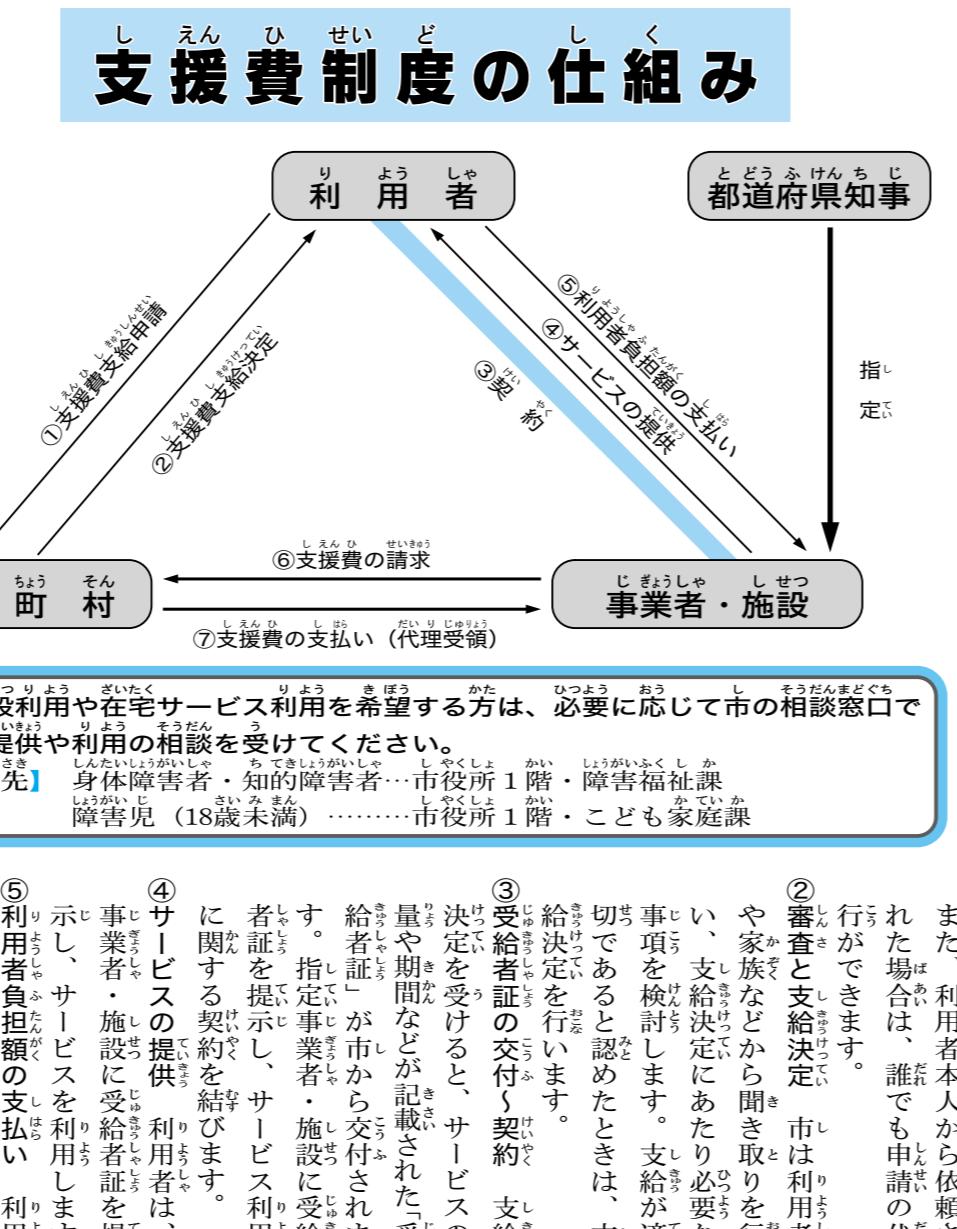
支援費制度Q & A

Q: 「支給決定」とは、具体的に何が決まるのですか?
A: ①施設支援(通所・入所)の場合▶支援の種類(施設の種類) ▶支給期間(最長で3年)▶障害程度区分(3段階の支援費支給の区分) ▶利用者負担額
②居宅支援(ホームヘルプ・ショートステイ・デイサービス・グループホーム)の場合▶支援の種類▶支給量(時間・回数など) ▶支給期間(最長1年) ▶利用者負担額

Q: 利用者負担額はどうなるのですか?
A: 利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じて市が決定します。その際、現行の費用微収額と比べて著しく異なることないよう十分配慮して設定します。

Q: 事業者の情報などは?
A: 市が提供します。市は利用者が指定事業者を選択しやすいように窓口などで情報提供を行ないます。また、市は施設利用のあつせん・調整を行なうとともに、必要に応じて事業者へ利用の要請も行なうように位置づけられています。

◎今回は、文字を大きくし、ぶりがなをふって読みやすくしました。



制度利用の流れ

- 申請: 利用者は必要なサービスを選択し、サービスの種類ごとに市へ支給申請をします。
- 審査と支給決定: 市は利用者や家族などから聞き取りを行なうができます。
- 決定と支給決定: 市は利用者や家族などから聞き取りを行なうができます。
- 受給者証の交付: 市は支給が確定したと認めたときは、支給が行われます。
- サービスの提供: 利用者は、サービスの契約書を結びます。
- 支給: 利用者は、サービスの費用のうち、負担額の支払いを行ないます。
- 支給申請について: 利用者は、サービスの費用のうち、負担額の支払いを行ないます。

利用者と行政のパイプ役に

一本 昭憲さん(並木在住)

今までにない画期的な制度

大塚 叔子さん(青葉台在住)

支援費制度は、利用者の意思が尊重される今までにない画期的な制度なので、制度の導入は賛成です。

ただし、不安な要素もあります。知的障害者の場合には、本人が自分の意思をうまく伝えられないことがあります。このような場合、受け入れ側の対応はどうなるのでしょうか。

行政は、移行に向け速やかに対応し、情報を早く多く提供して欲しいと思います。また、利用者などの状況に応じて十分なサービスが受けられるよう、予算確保の対応にも期待しています。



※今までのようへのサービスの内容と、行政(市)が障害者を利用する方法が変わります。
いまから利用する「支援費制度」に移行します。
※問い合わせ社課(☎998-19116・障害児(18歳未満)・障害者福...
…ことども家庭課(☎998-19124)

支援費制度のとでは
「障害者」「市」「事業者」それぞれが、次のような新たな役割を果たします。
利用者は、自分が利用するサービスを選択・決定し、事業者との契約によりサービスを利用します。

平成15年4月1日から「支援費制度」が変わります!

ご注意ください!すべてのサービスが支援費制度に移行するわけではありません。

支援費制度に移行するサービス

し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど
し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど
し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど

(※1) 障害児施設については、保護者とともに国、県および市町が児童の健全育成に責任を持っていることや、障害児施設への入所が適当と判断されるケースの中には、虐待によるものや家庭の事情などから「保護」の必要性が大きいものが少なくないことなどから、引き続き措置制度によることとしています。

支援費制度に移行しないサービス

し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど
し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど
し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど	し えん ひ せ い ど